

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけています！

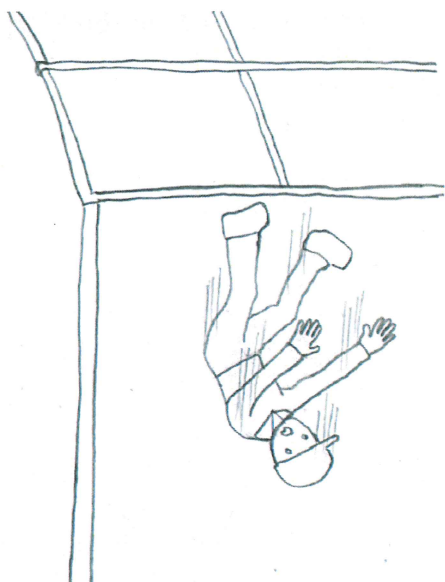
## 災害発生情報 No.89

2016. 7. 15  
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

### 【転倒災害】

業種	その他の建築業	経験	19年	年齢	45歳	男女	男性
発生月	—————	発生時刻		9時 10分			
発生状況	ビニールハウス新築工事現場内において、ビニールハウス組立作業中、ビニールハウスの骨組みからバランスを崩して墜落した。						
負傷の程度／部位	脊髄損傷		休業見込		不明		



### ◆ 再発防止のアドバイス

労働安全衛生規則第518条では、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、墜落防止措置を講じなければならない旨を規定しています。短期間で終了する仮設物の組み立て工事であっても、足場の設置、又は防網と安全帯の使用が必要となります。

本件工事現場においても、親綱や安全帯は準備されていました。実際の作業方法を決定する際に、「安全第一、品質第二、生産第三」の精神を忘れなければ、事故は防げたかもしれません。

### ◆ コメント

○「弘法も筆の誤り」「猿も木から落ちる」といったことわざがあるように、その道の達人であっても失敗することはあるものです。本件事故のように経験年数19年のベテランであっても、バランスを崩すことも考えられます。一万回に一回の失敗であっても、一万回の全てに漏れなく安全対策が講じられていれば、救われる労働者がいるかもしれません。

○毎日同じ道を、毎日同じ時間に、同じように自動車で走っていると、いつも車を見かけない場所での安全確認は次第におろそかになり、スピードを出してしまうこともあるかもしれません。毎日同じ場所で、同じ機械を使って、同じように作業を行っていても、職場には様々なリスクがあります。職場の中でベテランと言われるようになり、工場内の機械の操作に慣れていても、「自分なら安全装置を外して操作しても怪我はしない」という過信を生まないように、臆病な心を忘れずにいたいものです。

### 【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。